「

	住所（居所）又は所在地		個人番号又は法人番号
を支払者	氏名又は名称	（電話）	

」

に改め、同表の備考１中「第33条第３項第２号又は同法」を「第33条第４項第２号又は」に改め、同表の備考２(1)中「（国内事務所等）」の次に「（国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいう。(1)において同じ。）」を加える。

別表第五㈥の表の備考２(2)イ中「から第４号まで」を「又は第３号」に、「同項第５号」を「同項第４号に掲げる事由である場合には同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イに規定する株式の総数又は同号ロに規定する種類の株式の総数をいい、同項第５号」に改める。

別表第六(一)の表の備考２(7)チ中「認定住宅の新築等」を「認定住宅等の新築等」に改め、同表の備考２(7)リ中「認定住宅借入金等」を「認定住宅等借入金等」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十八条の二第二号の改正規定及び第十八条の三の改正規定　令和四年五月一日

二　目次の改正規定（「第三十四条」を「第三十四条の三」に改める部分を除く。）、第一編第五章を削る改正規定、同編第四章中第十六条の三を第十七条とする改正規定、第二編第一章第三節第一款の二を同節第一款の三とし、同節第一款を同節第一款の二とし、同款の前に一款を加える改正規定及び第九十七条の四第二項の改正規定　令和五年一月一日

三　第四十条の十の二第五号の改正規定、第八十二条第一項第五号の改正規定、別表第五(一)の改正規定、別表第五㈢の改正規定、別表第五㈤の改正規定、別表第五㈦の改正規定及び別表第五㈧の表の備考２(7)の改正規定　令和五年十月一日

（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等に関する経過措置）

第二条　国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。次条において同じ。）が年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号。次条において「整備省令」という。）附則第六条第一項の規定により同項に規定する書類とみなされる間における改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第七条第二項（租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新規則第七条第二項中「掲げる書類（」とあるのは、「掲げる書類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条（国民年金法の一部改正）の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項（国民年金手帳）に規定する国民年金手帳（」とする。

（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等に関する経過措置）

第三条　国民年金手帳が整備省令附則第六条第一項の規定により同項に規定する書類とみなされる間における新規則第八十一条の六第二項（所得税法施行規則第八十一条の二十第一項、第八十一条の二十五第一項、第八十一条の二十九第一項、第八十一条の三十三第一項、第八十一条の三十六第二項及び第八十一条の三十八第一項並びに租税特別措置法施行規則第三条の十七第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新規則第八十一条の六第二項中「掲げる書類（」とあるのは、「掲げる書類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条（国民年金法の一部改正）の規定による改正前の国民年金法第十三条第一項（国民年金手帳）に規定する国民年金手帳（」とする。

（書式に関する経過措置）

第四条　新規則別表第五(七)（同表の備考２(7)に係る部分を除く。）及び別表第五㈦に定める書式は、この省令の施行の日以後に所得税法第二百二十五条第一項又は第二項の規定により提出し、又は交付するこれらの規定に規定する調書及び通知書について適用し、同日前にこれらの規定により提出し、又は交付したこれらの規定に規定する調書及び通知書については、なお従前の例による。

２　前項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める調書又は通知書に、新規則別表第五(七)及び別表第五㈦に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

○財務省令第十四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和三年政令第二百二十九号）の一部及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百三十七号）の施行に伴い、並びに同令附則、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第三条の規定による改正前の法人税法、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の法人税法施行令の規定に基づき、並びに法人税法を実施するため、法人税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

法人税法施行規則等の一部を改正する省令

（法人税法施行規則の一部改正）

第一条　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七款　繰越欠損金（第二十六条―第二十六条の六）」を「第六款の三　不正行為等に係る費用等（第二十五条の十）」に、「一括償却資産」を「少額の減価償却資産等」に、「第三十条の四」を「第三十条の五」に改める。

第八条の二の三中「第八条第一項第十九号ロ」を「第八条第一項第十九号」に改める。

第八条の五の二中「第二十三条第一項第五号ロ」を「第二十三条第一項第五号」に改める。

第二十四条の二中「第七十九条第六号」を「第七十九条第七号」に改める。

第二十四条の十第六号及び第二十四条の十一第七号中「、損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産」を「又は損壊資産等」に改める。

第二編第一章第一節第六款の二の次に次の一款を加える。

第六款の三　不正行為等に係る費用等

第二十五条の十　法第五十五条第三項第一号ロ（不正行為等に係る費用等）に規定する財務省令で定める場所は、同号ロの内国法人の納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地とする。

第二十七条第二項中「第百十九条の三第十三項に規定する財務省令」を「第百十九条の三第十六項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第百十九条の三第十三項」を「第百十九条の三第十六項」に改め、同項第二号中「第百十九条の三第七項第一号」を「第百十九条の三第十項第一号」に改め、同項第三号中「第百十九条の三第七項」を「第百十九条の三第十項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第百十九条の三第八項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）」を「第百十九条の三第十一項」に改め、同項第一号中「第百十九条の三第十項」を「第百十九条の三第九